

別添 2 - 1

様式第 3 号—1 (第 4 条第 1 項第 3 号関係)

特 別 配 置 職 員 等 給 与 支 出 予 定 報 告 書

(特別配置区分: 障害児・延長・看護師)

職 名	氏 名					設置年月日	施設名			差引額 (A-B)	出勤日数	備 考	
	人件費(A)						(A)のうち処遇改善部分(B)						
	本 給	諸 手 当	事業主負担分共 済費	期末勤勉 手当	期末勤勉 手当の 事業主分 共済費		処遇改善等 加算 区分 2 加算率 (b)	処遇改善等 加算 区分 3 加算率 (c)	左記の 処遇改善 にかける 共済費				
4月分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	日		
5月分													
6月分													
7月分													
8月分													
9月分													
10月分													
11月分													
12月分													
1月分													
2月分													
3月分													
計													

運営補助金計算上の年間支給額

別添 2 - 2

様式第 3 号—1 (第 4 条第 1 項第 3 号関係)

特 別 配 置 職 員 等 給 与 支 出 予 定 報 告 書

(特別配置区分: 障害児・延長)

職 名	氏 名					設置年月日	施設名				差引額 (A-B)	出勤日数	備 考
	人件費(A)						(A)のうち処遇改善部分(B)						
	本 給	諸 手 当	事業主負担分共 済費	期末勤勉 手当	期末勤勉 手当の 事業主分 共済費		処遇改善等 加算 I	処遇改善等 加算 II	処遇改善等 加算 III	左記の 処遇改善 にかける 共済費			
4月分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	日		
5月分													
6月分													
7月分													
8月分													
9月分													
10月分													
11月分													
12月分													
1月分													
2月分													
3月分													
計													

運営補助金計算上の年間支給額

別添 3 - 1

様式第 1 2 号 (第 6 条第 5 号関係)

特 別 配 置 職 員 等 給 与 支 出 濟 報 告 書

(特別配置区分: 障害児・延長・看護師)

職 名	氏 名					設置年月日	施設名			差引額 (A-B)	出勤日数	備 考
	人件費(A)						(A)のうち処遇改善部分(B)					
	本 給	諸 手 当	事業主負担分共 済費	期末勤勉手 当の 事業主分 共済費	期末勤勉 手当の 事業主分 共済費		処遇改善等 加算 区分2 加算率(b)	処遇改善等 加算 区分3 加算率(c)	左記の 処遇改善 にかかる 共済費			
4月分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	日	
5月分												
6月分												
7月分												
8月分												
9月分												
10月分												
11月分												
12月分												
1月分												
2月分												
3月分												
計												

運営補助金計算上の年間支給額

別添 3 - 2

様式第 1 2 号 (第 6 条第 5 号関係)

特 別 配 置 職 員 等 給 与 支 出 濟 報 告 書

(特別配置区分: 障害児・延長)

職 名	氏 名					設置年月日	施設名				差引額 (A-B)	出勤日数	備 考
	人件費(A)						(A)のうち処遇改善部分(B)						
	本 給	諸 手 当	事業主負担分共 済費	期末勤勉手 当の 事業主分 共済費	期末勤勉 手当の 事業主分 共済費		処遇改善等 加算Ⅰ	処遇改善等 加算Ⅱ	処遇改善等 加算Ⅲ	左記の 処遇改善 にかかる 共済費			
4月分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	日	
5月分													
6月分													
7月分													
8月分													
9月分													
10月分													
11月分													
12月分													
1月分													
2月分													
3月分													
計													

運営補助金計算上の年間支給額

(令和 7 年 1 2 月 5 日 掲 示 済 み)

草津市告示第307号

公金の収納および徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を次のとおり委託することから、同条第2項の規定により告示する。

令和7年12月10日

草津市長 橋川 渉

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
草津市手数料 条例別表第8 項に規定する 手数料の徴収 事務	【受託者】 マックスバリュ東海株式会社 【住所】 静岡県浜松市中央区篠ヶ瀬町129番地1	令和7年12月10日から 令和8年9月30日まで

(令和7年12月10日掲示済み)

草津市告示第309号

くさつシティアリーナネーミングライツパートナー選定委員会設置要綱を次のとおり制定する。

令和7年12月12日

草津市長 橋川 渉

くさつシティアリーナネーミングライツ
パートナー選定委員会設置要綱

(設置の目的)

第1条 この要綱は、くさつシティアリーナのネーミングライツ契約者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）の候補者を公平かつ適正に選定するとともに、市の施設等に企業名や商品名等を含む愛称（命名権）を付与する取り組みを通じて、施設の維持管理やその魅力向上を図ることを目的とする。そのために、ネーミングライツパートナーの選定等を行うための「くさつシティアリーナネーミングライツパートナー選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ネーミングライツパートナーの候補者の選定に関する事項
- (2) その他ネーミングライツの実施に関し必要と認める事項
(組織)

第3条 委員会は、委員長および委員をもって組織する。

2 委員長は、建設部専門理事（河川・公園緑地担当）をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員にやむを得ない事情があるときは、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代理する。
(委員長)

第4条 委員長は、委員会の議長となり、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。
(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、緊急の必要により会議を開催することができないときは、書面により委員会の議決に代えることができる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

6 委員会の会議は、非公開とする。
(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設部公園緑地課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年12月12日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、委員会が目的を達成した日限り、その効力を失う。

別表

委員長	建設部専門理事（河川・公園緑地担当）
委 員	総合政策部長
委 員	総合政策部理事（経営・DX戦略担当）
委 員	総務部長
委 員	総務部専門理事（契約検査担当）
委 員	建設部長
委 員	教育委員会事務局理事（スポーツ担当）

（令和 7 年 1 2 月 1 2 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 3 1 0 号

草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

草津市長 橋 川 渉

草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱（平成 2 8 年草津市告示第 2 7 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後				改正前			
第 1 条～第 6 条 《現行どおり》 別表（第 2 条、第 3 条関係）				第 1 条～第 6 条 《省略》 別表（第 2 条、第 3 条関係）			
事業	事業の内容	補助の要件	補助金額	事業	事業の内容	補助の要件	補助金額
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
低年齢児保育保育士等特別配置事業	《現行どおり》	《現行どおり》	補助対象となる保育士等（以下「補助対象保育士等」という。）の給与等の年額。ただし、補助対象保育士等 1 人につき 3, 0 0 0, 0 0 0 円を限度と	低年齢児保育保育士等特別配置事業	《省略》	《省略》	<u>1 人分（弾力運用により定員を超えて受け入れた場合に 1、2 歳児が合計 1 8 人を超えたときは 2 人分）を限度とする補助対象となる保育士等（以下</u>

改正後				改正前			
			し、当該児童おおむね4人に対し、1人以上の補助対象保育士等を配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。				「補助対象保育士等」という。）の給与等の年額。ただし、補助対象保育士等1人につき3,000,000円を限度とし、当該児童おおむね4人に対し、1人以上の補助対象保育士等を配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
<p>備考 《現行どおり》</p> <p>別記様式第1号～別記様式第2号 《現行どおり》</p> <p>別記様式第3号（第4条第1項第3号関係）</p> <p>（別添1-1のとおり）</p> <p>別記様式第4号～別記様式第16号 《現行どおり》</p> <p>別記様式第17号（第6条第6号関係）</p> <p>（別添2-1のとおり）</p> <p>別記様式第18号～別記様式第20号 《現行どおり》</p>				<p>備考 《省略》</p> <p>別記様式第1号～別記様式第2号 《省略》</p> <p>別記様式第3号（第4条第1項第3号関係）</p> <p>（別添1-2のとおり）</p> <p>別記様式第4号～別記様式第16号 《省略》</p> <p>別記様式第17号（第6条第6号関係）</p> <p>（別添2-2のとおり）</p> <p>別記様式第18号～別記様式第20号 《省略》</p>			

付 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和7年12月22日から施行し、改正後の草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金から適用する。

（様式に関する経過措置）

2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別添 2 - 1

様式第 17 号 (第 6 条第 6 号関係)

特 別 配 置 職 員 等 給 与 支 出 済 報 告 書

特別配置区分:

職 名	氏 名					設置年月日	施設名				差引額 (A-B)	出勤 日数	備 考
人件費 (A)						Aのうち処遇改善分 (B)							
月	本 給	諸 手 当	事業主分共済費	期末勤勉手当	期末勤勉手当の 事業主分共済費	処遇改善等 加算 区分 2 加算率 (b)	処遇改善等 加算 区分 3 加算率 (c)	処遇改善等 加算	左記の処遇 改善にかかる 共済費				
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	日	
4月分													
5月分													
6月分													
7月分													
8月分													
9月分													
10月分													
11月分													
12月分													
1月分													
2月分													
3月分													
計													

運営補助金計算上の年間支給額

別添 2 - 2

様式第 17 号 (第 6 条第 6 号関係)

特 別 配 置 職 員 等 給 与 支 出 済 報 告 書

特別配置区分:

職 名	氏 名					設置年月日	施設名				差引額 (A-B)	出勤 日数	備 考
人件費 (A)						Aのうち処遇改善分 (B)							
月	本 給	諸 手 当	事業主分共済費	期末勤勉手当	期末勤勉手当の 事業主分共済費	処遇改善等 加算 I	処遇改善等 加算 II	処遇改善等 加算 III	左記の処遇 改善にかかる 共済費				
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	日	
4月分													
5月分													
6月分													
7月分													
8月分													
9月分													
10月分													
11月分													
12月分													
1月分													
2月分													
3月分													
計													

運営補助金計算上の年間支給額

(令和 7 年 1 2 月 2 2 日 掲 示 済 み)

草津市告示第311号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項の規定により、草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置等指針を下記のとおり定めたので、同条第7項の規定により公示する。

令和7年12月22日

草津市長 橋川 渉

1 指針の名称

草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置等指針

2 指針の公表方法

草津市ホームページからダウンロードの方法により公表する。

ホームページアドレス

https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/toshikeikaku/kusatsugawaatochi/seibikouji/kusatsu_river2202511.html

3 指針の公表期間

令和7年12月22日（月）から令和8年4月24日（金）まで

5 公募設置等計画等の受付

令和8年4月16日（木）から同年4月24日（金）まで

6 その他

詳細については、「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置等指針」のとおり

（別紙 略）

（令和7年12月22日揭示済み）

草津市告示第312号

草津市改良住宅移転譲渡実施要綱を次のとおり制定する。

令和7年12月23日

草津市長 橋川 渉

草津市改良住宅移転譲渡実施要綱
（趣旨）

第1条 この要綱は、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する公営住宅法（昭和26年法律第293号）第44条第1項および改良住宅等管理要領（昭和54年建設省住整発第6号）第15の規定により、改良住宅（草津市営住宅条例（平成9年草津市条例第17号）第2条第3号に規定するものをいう。以下同じ。）の譲渡または減築後もしくは解体後の土地の処分を受けるに当たり移転を要する者の移転に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 改良住宅等 改良住宅または減築後もしくは解体後の土地をいう。

(2) 譲渡物件 譲渡を受けようとする改良住宅等をいう。

(3) 旧住宅 改良住宅等の譲渡を受ける者が現に居住している住宅をいう。

(4) 対象者 改良住宅の入居者で譲渡により移転を要するものをいう。

（譲渡にかかる移転の説明等）

第3条 市長は、譲渡に当たり移転を要する場合については、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、当該譲渡について対象者の理解と協力を得られるよう努めるものとする。

（移転の承諾等）

第4条 市長は、あらかじめ旧住宅からの移転完了期限を定めて、旧住宅からの移転について対象者の承諾を得るものとする。

2 対象者は前項の移転を承諾したときは、市長の指定する日までに、移転譲渡承諾書（別記様式第1号）を提出するものとする。

（明渡期日の通知）

第5条 市長は、譲渡契約後、対象者に対し、改良住宅明渡期日通知書（別記様式第2号）により、旧住宅の明渡期日を通知するものとする。

（明渡しの請求）

第6条 市長は、対象者が前条の明渡期日の経過後に旧住宅の明渡しに応じない場合は、改良住宅明渡請求書（別記様式第3号）により期限を定めてその明渡しの請求をするものとする。

2 市長は、前項の請求をした場合において、対象者に特別な事情があると認められるときは、明渡し期限を延長することができる。

（旧住居の家賃）

第7条 市長は、対象者への譲渡物件の所有権の移転が完了する日の前日まで、旧住居の家賃を請求するものとする。

(旧住居の敷金)

第8条 市長は、対象者への譲渡物件の所有権移転が完了した日以降に、旧住宅の敷金を旧住宅の名義人へ還付するものとする。

(移転料)

第9条 市長は、対象者が改良住宅等の譲渡を受けるにあたり移転を要する場合は、旧住宅から譲渡物件に移転するための費用（以下、「移転料」という。）を支払うものとする。

2 前項の移転料の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(移転料の支払手続)

第10条 市長は、対象者への譲渡物件の所有権移転が完了したときは、改良住宅等譲渡移転料請求書（別記様式第4号）に基づき前条第1項の移転料を支払うものとする。

(過去補修の免除)

第11条 市長は、対象者が旧住宅から移転して譲渡を受ける場合においては、旧住宅の補修を免除する。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年12月23日から施行する。

別記
様式第1号(第4条第2項関係)

年 月 日

草津市長 宛

団地 棟 号

住 所

氏 名

移転譲渡承諾書

私は、改良住宅等の譲渡に伴い下記のとおり、現在私が居住する住宅から譲渡物件へ移転することを承諾します。

記

1 移転先
団地 棟 号

2 移転元
団地 棟 号

3 移転完了期限
年 月 日

4 移転完了期限以後は、明渡しに係る住宅に残存する物件がある場合、除去されても異議ありません。

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

様

草津市長

印

改良住宅明渡期日通知書

あなたが入居している 団地 棟 号の明渡期日を下記の通り通知します。

記

明渡期日 年 月 日

様式第3号(第6条第1項関係)

年 月 日

様

草津市長

印

改良住宅明渡請求書

あなたは改良住宅等の譲渡が完了しているため、入居している 団地 棟 号の使用権は消滅しています。つきましては、下記の期限までに当該住宅を明け渡すことを請求します。

記

明渡完了期限 年 月 日

様式第 4 号（第 1 0 条第 1 項関係）

年 月 日

草津市長 宛

住 所
氏 名

改良住宅等譲渡移転料請求書

下記のとおり改良住宅等の譲渡に伴う移転料を請求します。

記

内 訳	金	円
	移転料金額	円
	今回請求額	円
	残 額	円

(振込先)

金融機関名		支店名	
預金種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

(令和 7 年 1 2 月 2 3 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 3 1 3 号

草津市コミュニティバス車両広告掲出取扱要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 2 月 2 4 日

草津市長 橋 川 涉

草津市コミュニティバス車両広告掲出
取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の公共交通空白地・不便地の解消を図り、交通弱者等の生活交通を確保し、公共交通の利用を促進するため、バス路線網を再構築し、総合的な交通ネットワークを整備する草津市コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）に掲出する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲出可否基準)

第 2 条 広告の内容は、コミュニティバスとしての性格上、その品位、公共性および公益性を妨げないも

のであって、市民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するものまたはそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序もしくは善良な風俗を乱すものまたはそのおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害するもの、または差別を助長するものまたはそのおそれのあるもの
- (4) 政治活動またはこれに類するもの
- (5) 宗教活動、迷信または非科学的なものに関するもの
- (6) 個人、団体等の意見広告および名刺広告
- (7) 社会問題についての主義主張または係争中の声明広告
- (8) 人事募集、フランチャイズチェーンの募集等に関するもの
- (9) 社会的または市民生活的な観点から適切でないもの
- (10) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (11) 責任の所在が不明確なもの
- (12) その他市長が適当でないと認めるもの

2 前項に定めるもののほか、コミュニティバスに掲出する広告に関する基準は、市長が別に定める。

(広告の取扱業者)

第 3 条 市長は、コミュニティバスを運行する事業者（以下「バス事業者」という。）に広告掲出に係る業務を取り扱わせるものとする。

2 バス事業者は、広告の取扱いに係る契約を締結した広告代理店業を営むもの（以下「広告代理店」という。）に前項の業務を委託することができる。

(広告の掲出位置等)

第 4 条 広告の掲出位置および広告掲出料は、市長と協議の上、バス事業者が別に定めるものとする。

(広告の掲出期間)

第 5 条 広告を掲出する期間は、1 月を単位とし、最長で当該年度の末日までとする。ただし、掲出期間が満了する 3 月前までに市長およびバス事業者双方から掲出取りやめの申出がないときは、掲出期間を 1 年間延長できるものとし、その後も同様とする。

(広告の掲出審査)

第 6 条 バス事業者は、広告を掲出しようとする者（以下「広告主」という。）からの申出により、コミュニティバスに広告の掲出をしようとするときは、市長に対し、草津市コミュニティバス車両広告掲出審査依頼書（別記様式第 1 号）を提出しなければならない。

(広告の掲出可否通知)

第 7 条 市長は、前条の依頼があったときは、バス事業者に対し、広告の内容を審査した上で、掲出の可否について、草津市コミュニティバス車両広告掲出可否通知書（別記様式第 2 号）により通知するものとする。

2 バス事業者および広告代理店は、前項の許可通知前に、広告主と広告掲出に係る契約を締結してはならない。

3 バス事業者および広告代理店は、第 1 項により市長が許可した広告主以外の者と広告掲出に係る契約を締結してはならない。

(媒体使用料の支払)

第 8 条 バス事業者は、市長と別に定めた割合による媒体使用料を市長が指定する期日までに、市長へ支払わなければならない。

(広告の掲出取消)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、バス事業者への催告その他の手続を要することなく広告の掲出取消を決定することができる。

- (1) 指定する期日までに媒体使用料の支払いがないとき
- (2) 法令に違反し、もしくは抵触するおそれがあるとき、またはこの要綱に違反するとき
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が広告の掲出が適切でないとき

2 バス事業者は、前項の決定を受けたときは、速やかに広告の撤去処分を行わなければならない。

3 市長は、広告の掲出取消により、バス事業者、広告代理店および広告主に損害が生じても一切の責任を負わないものとする。

(バス事業者の責任等)

第 1 0 条 広告掲出に関する責任はバス事業者が負うものとし、第三者へ損害を与えたと認められるときは、バス事業者の負担において解決するものとする。

2 バス事業者は、広告代理店または広告主との契約により、前項の責任の一部を負わせることができる。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 1 2 月 2 4 日から施行する。

別記
様式第 1 号 (第 6 条関係)

草津市コミュニティバス車両広告掲出審査依頼書

年 月 日

草津市長 宛

依頼者 住所

名称

代表者名

草津市コミュニティバスの車両に広告の掲出申込があったので、草津市コミュニティバス車両広告掲出取扱要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり審査を依頼します。

記

広告主	住所： 名称： 代表者名：
掲出希望路線	
掲出希望期間	年 月 日 から 年 月 日まで
広告の内容および掲出希望箇所	別添のとおり ※広告デザイン案を添付してください

様式第 2 号 (第 7 条第 1 項関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市コミュニティバス車両広告掲出可否通知書

年 月 日付けで依頼のありましたこのことについて、草津市コミュニティバス車両広告掲出取扱要綱第 7 条第 1 項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 許可する

広告主	住所： 名称： 代表者名：
掲出路線	
掲出期間	年 月 日 から 年 月 日まで
広告の内容および掲出箇所	別添のとおり

掲出条件

- (1) 草津市コミュニティバス車両広告掲出要綱に従うこと。
- (2) 許可内容と異なる内容で掲出に係る契約行為を行うときは、事前に市と協議を行うこと。

2 許可しない

(令和 7 年 1 2 月 2 4 日掲示済み)

草津市告示第 3 1 4 号

草津市福祉バスに関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 2 月 2 5 日

草津市長 橋 川 涉

草津市福祉バスに関する要綱の一部を改正する要綱
 草津市福祉バスに関する要綱（平成 1 0 年草津市告示第 8 7 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
第 1 条～第 9 条 ≪現行どおり≫		第 1 条～第 9 条 ≪省略≫	
別表第 1 ≪現行どおり≫		別表第 1 ≪省略≫	
別表第 2（第 9 条関係）		別表第 2（第 9 条関係）	
目的地	徴収する額	目的地	徴収する額
県内半径 2 5 km以内	≪現行どおり≫ <u>8, 9 0 0 円</u>	県内半径 2 5 km以内	≪省略≫ <u>7, 2 0 0 円</u>
県内半径 2 5 kmを超える	≪現行どおり≫ <u>1 7, 9 0 0 円</u>	県内半径 2 5 kmを超える	≪省略≫ <u>1 4, 4 0 0 円</u>
京都市 宇治市		京都市 宇治市	
その他の県外	<u>2 6, 8 0 0 円</u>	その他の県外	<u>2 1, 6 0 0 円</u>

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 7 年 1 2 月 2 5 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 3 1 5 号

令和 7 年 1 1 月 2 8 日開会の草津市議会定例会において議決を経た令和 7 年度草津市一般会計補正予算等の要領は、次のとおりである。

令和 7 年 1 2 月 2 5 日

草津市長 橋 川 涉

1 予算題目一覧

令和 7 年度草津市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度草津市学校給食センター特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度草津市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度草津市水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度草津市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度草津市一般会計補正予算（第 5 号）

2 要領 略

（令和 7 年 1 2 月 2 5 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 3 1 6 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 7 年 1 2 月 2 6 日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 市・県民税・普通徴収督促状 | 7 2 件 |
| (2) 国民健康保険税督促状 | 3 6 件 |
| (3) 差押調書（謄本） | 1 件 |
| (4) 配当計算書（謄本） | 2 件 |
| (5) 差押解除通知書 | 1 件 |

計 1 1 2 件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 8 年 1 月 2 日に送達があったものとみなす。